

公示番号：170250

国名：インドネシア

担当部署：東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

案件名：「地方インフラ・居住環境整備事業」追加調査（インフラ施設/積算）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：インフラ施設/積算
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2017年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 2.17M/M、合計 2.67M/M
- (3) 業務日数：国内業務 10日、現地業務 65日（渡航3回）
 - ・国内準備：6月5日～6月9日（うち2日間）
 - ・第1次
 - 現地業務：6月12日～7月21日（うち30日間）
 - 国内整理：7月24日～7月28日（うち3日間）
 - ・第2次
 - 現地業務：7月31日～9月29日（うち30日間）
 - 国内整理：10月2日～10月13日（うち3日間）
 - ・第3次
 - 現地業務：10月16日～10月27日（うち5日間）
 - 国内整理：10月30日～11月30日（うち2日間）

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定しており、第3次派遣については具体的な調査業務日程は提案が可能です。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月2日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	インフラ施設/積算に係る各種調査
対象国/類似地域	インドネシア/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシアでは、1990年代から地方分権化の取組みを始め、地方政府への予算配賦や権限強化を精力的に進めている一方、地方政府の行政能力に課題があり、効果的な事業計画策定と効率的な予算執行、住民に対するサービス提供等に向上の余地がある。インドネシア政府が定義する貧困率を見ると、2015年の全国平均が11.13%、州別では最も低いジャカルタ特別州が3.61%であるのに対し、東部ではパプア州28.4%、マルク州19.3%となっているほか、ジニ係数は2008年の0.35から2015年は0.41と所得格差は拡大傾向にあり、格差是正が重要な課題となっている。また、同国の基礎インフラ整備状況を見ると、道路については幹線道路と地方（生活）道路の路面状態に差があり、既存道路のうち十分な舗装がなされていると判断された州道は90.1%であるのに対し、県・市道が74.9%、地方道路に至っては61.2%に留まる。安全な水へのアクセス率に関しては、2014年の全国平均は68.83%となっており、都市部で79.34%を達成している一方で、農村部では56.17%に留まっている。改善された衛生施設（人間の排泄物に触れることなく、衛生的に処理できる設備を備えているトイレ）へのアクセスを持たない人口比率は、2015年時点で39%、地方部では53%に上る。廃棄物管理については、廃棄物管理サービスを享受している家庭の割合は、2013年度時点で24.9%（内46%が都市）に留まっているほか、下水道に関しては、当国における普及率は3%にも満たず、汚染水に起因した健康被害も引き起こされている。加えて、こうした行政サービスに対する住民の支払い意志が低く、サービス料金徴収が困難となっていることも、地方政府の財源確保上の課題となっている。

こうした中、インドネシア政府の「国家中期開発計画」（2015-2019）では、地域間格差の是正が掲げられ、地方の国民生活の質の向上や地方行政官の能力向上を通じた開発を推進していくことが示されている。また、衛生セクターの目標として、上水へのアクセス率100%、衛生環境（生活排水、下水及び廃棄物管理サービス）へのアクセス率100%を2019年までに達成することが掲げられており、地方レベルでの居住環境改善が急務となっている。

このような状況下で、「地方インフラ・居住環境整備事業」（以下「本事業」という。）は、地方都市周辺部（peri-urban）において、将来の開発及び都市部の拡大を見越して計画的か

つ機能的に基礎インフラを整備することにより、地域住民の居住環境の整備・改善を図ると共に、地方行政官の都市計画・地域計画策定・実行の能力強化や整備されたインフラの維持管理能力向上、そのための体制構築を行うことにより、当国政府目標である国民生活の質の向上、格差是正並びに水・衛生セクターへのアクセス率達成に貢献するものである。そのため、本事業には当国政府によって高い優先度が既に付されており、2015年7月に公表されたブルーブック¹にも掲載され、事業の実施が検討されることとなった。

インドネシア側では既に、本事業に係る Readiness Criteria Document（以下「準備計画書」という。）を作成し、円借款による支援を求めているが、準備計画書の内容が依然不十分であると認められることから、今後の円借款供与の検討にあたって精査が必要な事業の背景（含、関連法令、関連事業との関連性）、内容及び妥当性の確認、プロジェクトコンポーネント及びサイト選定方法と積算の妥当性の確認、並びに地方政府の能力強化の方策検討を行うための追加調査を JICA が行うことにつき、JICA とインドネシア側の間で 2017 年 3 月に討議議事録（Minutes of Meetings：以下「M/M」）の形式で合意した。同追加調査は「都市計画・地域計画」、「インフラ施設/積算」、「経済/財務分析」、「環境社会配慮」の 4 分野に分けて行われ、本業務はその一分野を構成する。

現在想定している事業概要は以下のとおり。

事業名：地方インフラ・居住環境整備事業（仮）

事業目的：地方の都市周辺部において、基礎インフラの整備及び地方行政官の都市・地域計画策定・実行能力を強化することにより、地方住民の居住環境の整備・改善を図り、もって地域住民の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

事業内容：

ア) 基礎インフラ整備（上下水道、廃棄物処理施設、生活道路等）

イ) コンサルティング・サービス（都市・地域計画策定能力支援、維持管理能力向上支援、モニタリング・評価等）

対象地域：インドネシア共和国全土より選定（選定方法は本調査で確認・検討を行う）

関係官庁・機関：

- ・ 公共事業・国民住宅省居住総局（Directorate General of Human Settlements, Ministry of Public Works and Housing。以下、「DGHS」という。）
- ・ 国家開発企画庁居住住宅局（Directorate of Urban, Housing and Settlement, Ministry of National Development Planning。以下、「BAPPENAS」という。）
- ・ 内務省（Ministry of Home Affairs）
- ・ 村落途上開発地域・移住省（Ministry of Village, Development of Disadvantaged Region, and Transmigration）
- ・ 対象地方政府機関

7. 業務の内容

本業務は、2017年3月14日付でインドネシア関係機関と JICA で署名された M/M に基づき実施されるもので、有償資金協力の仕組み及び手続きの内容を十分に把握の上、他の業務従事者 3 名と協力し、「地方インフラ・居住環境整備事業」について、「6. 業務の背景」及び「10. 特記事項」を踏まえつつ、以下に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

また、一連の関連資料に基づき、当該事業の事業概要や事業費など、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報のアップデートを行う。なお、本調査の成果（結

¹ インドネシアの対外借款の借入事業リスト。

果)は、本事業に対する円借款の融資項目を JICA が検討等する際の参考資料として用いられることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分に JICA と協議すること。また、インドネシア側よりスケジュールの加速化を求められていることから、迅速に情報収集を実施し、結果を取りまとめる。

一方、本調査中に JICA が実施予定の審査の過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、インドネシア側関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

本業務従事者は、各の担当分野にかかる部分を執筆すると共に、「都市計画・地域計画」担当の業務従事者による各レポート全体の取りまとめに協力する。また、本業務を支援するために JICA インドネシア事務所が雇用するローカルコンサルタント（以下「ローカルコンサルタント」とする。）とも協力して各種業務を遂行する。

【国内準備】

(1) 担当分野におけるインセプション・レポート (IC/R) 作成

JICA が別途雇用する他のコンサルタント3名と連携し、既存資料の情報をとりまとめ、JICA の指示に基づき、調査の基本方針、実施体制、作業計画（調査方法、工程等）等を検討し、担当分野に関する調査項目及び作業内容を明示した IC/R を作成する。また、「都市計画・地域計画」担当の業務従事者による取りまとめに協力する。

(2) DGHS 作成の準備計画書のレビューを行う。特に、「都市計画・地域計画」担当の業務従事者と共に、準備計画書で検討されている事業対象地の選定クライテリアについて、その妥当性を検討するとともに、地方都市・地域開発及び居住環境改善の文脈で、東部インドネシアや離島を含むジャワ島以外への対象地変更についてあわせて検討し、適切なクライテリアの提案を行う。

(3) IC/R を踏まえ、JICA 本部・JICA インドネシア事務所が6月7日に開催する、第1次現地調査対処方針会議に参加し、IC/R の内容を説明する。

【第1次現地業務】

- (1) インドネシア側実施機関である DGHS 及び BAPPENAS に対し、IC/R の内容について説明・協議・確認をする。
- (2) 準備計画書にて選定された 23 県と、インドネシア政府と JICA で検討対象とすることに合意した、ナトゥナ島、モロタイ島、サバン島の 3 県の計 26 県に、提案した事業対象地の選定クライテリアを踏まえ、事業対象県を確定する。
- (3) インフラ施設の確認、検討
 - ① 事業対象県に挙げられているサイトのうち、10 県（ジャカルタ市、ジャワ島 2 県、スマトラ島 1 県、マルク 1 県、西パプア 1 県、バタム 1 県、ナトゥナ島、モロタイ島、サバン島）について各 1 回訪問する。
 - ② 以下項目を含む本事業に関連する既存関連資料・データの収集、整理、分析、及び現地での聞き取り結果を基に妥当性を十分確認した上で、本事業の対象インフラ施設の種類、規模ならびに予算計画を提案する。
 - ・インフラ施設の種類、規模、スペック、妥当性等
 - ・インフラ施設の調達・施工方法
 - ・単一施設あたりの予算
 - ・インフラ施設の維持管理方法
 - ・運営・維持管理体制なお、審査に必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。また、事業対象県における各種計画及び統計情報の収集ならびに英訳は、ローカルコンサルタントが実施する。
- (4) 本事業の概略事業費積算
本事業の概略事業費については、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。
 - ① 本体事業費
 - ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
 - ③ 本体事業費に関する予備費
 - ④ 建中金利
 - ⑤ フロント・エンド・フィー
 - ⑥ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
 - ⑦ 融資非適格項目（用地補償等、関税・税金、事業実施者の一般管理費）
 - ⑧ 完成後の維持管理費なお、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

【第 1 次国内整理】

- (1) 第 1 次現地業務での調査結果を基にインテリム・レポート（IT/R）の担当部分を作成し、「都市計画・地域計画」担当の業務従事者による取りまとめに協力する。その後、JICA 東南アジア・大洋州部等に対する報告会を実施し、検討結果に関する協議・確認を行う。

【第 2 次現地業務】

- (1) インドネシア側実施機関に対して IT/R の内容を説明し、協議を行う。
- (2) 上記の結果を踏まえ、以下の項目を含む本事業の概要を検討、提案する。
 - ① 本事業の目的、意義（別途雇用する「都市計画・地域計画」による）
 - ② 事業内容（含、能力向上支援策）（別途雇用する「都市計画・地域計画」による）
 - ③ 事業費（本コンサルタントが実施）
 - ④ プロジェクト実施スケジュール（別途雇用する「都市計画・地域計画」と協力して実施する）
 - ⑤ 事業実施機関の事業実施能力及び体制（別途雇用する「都市計画・地域計画」と協力して実施する）
 - ⑥ 運営／維持・管理体制（別途雇用する「都市計画・地域計画」と協力して実施する）
 - ⑦ 運用・効果指標（別途雇用する「経済/財務分析コンサルタント」による）
 - ⑧ 環境社会配慮（別途雇用する「環境社会配慮コンサルタント」による）
- (3) 第 1 次現地業務での積み残し作業を行う。
- (4) 第 2 次現地業務開始から 5 週間後をめぐり、それまでの作業結果を取りまとめ、ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の担当部分を作成し、「都市計画・地域計画」担当の業務従事者による取りまとめに協力する。その後、JICA との協議を踏まえ、インドネシア側実施機関に対して DF/R の内容を説明し、協議を行う。

【第 2 次国内整理】

- (1) JICA の指示に基づき、ファイナル・レポート（F/R）の修正等を行う。

【第 3 次現地業務】

- (1) インドネシア側実施機関に対して、F/R のフィードバック・セミナーを開催する。

【第 3 次国内整理】

- (1) フィードバック・セミナーの結果を F/R に反映の上、提出する。
- (2) 業務完了報告書（和文）を作成、提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下の通り。業務完了報告書以外は他の業務従事者と協同して作成する。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポート（F/R）と業務完了報告書とし、簡易製本版と併せて電子データを提出する。

- (1) 業務計画書（英文）（上記 7. のインセプション・レポート（IC/R）に該当）
 - ・提出時期：2017 年 6 月上旬
 - ・英文 5 部（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所へ各 1 部、インドネシア側へ 3 部）
- (2) 現地業務結果報告書
 - ① 第 1 回現地業務結果報告書（上記 7. のインテリム・レポート（IT/R）に該当）
 - ・提出時期：2017 年 7 月下旬
 - ・英文 5 部（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所へ各 1 部、インドネシア側へ 3 部）
 - ② 第 2 回現地業務結果報告書（上記 7. のドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）に

該当)

- ・提出時期：2017年9月中旬
- ・英文5部（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA インドネシア事務所へ各1部、インドネシア側へ3部）

(3) ファイナル・レポート(F/R)

- ・提出時期：2017年10月下旬・部数：英文5部（簡易製本）

(4) 業務完了報告書

- ・提出時期：2017年11月下旬・部数：和文3部（簡易製本）

なお、上記報告書（(4) 業務完了報告書は除く）は、ローカルコンサルタントによりインドネシア語に翻訳し、インドネシア側にはインドネシア語の報告書も各7部手交するよう支援すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。航空賃については日本⇄ジャカルタ間（3往復分）及びインドネシア国内出張（ジャワ島、スマトラ島、マルク、西パプア、バタム、ナトゥナ島、モロタイ島、スバン島各1回）を計上して下さい。尚、これらの州・島における具体的な訪問県は別途 JICA より指示します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2. (3) のとおり。

② 現地での業務体制

本業務に係る業務構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 都市計画・地域計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)

エ) インフラ施設/積算 (本コンサルタント)

オ) 経済/財務分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

カ) 環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

JICA 職員 (上記のア)、イ) いずれか、又は両方) は、以下の日程で出張予定です。

- ・6月12日～6月15日
- ・7月18日～7月21日
- ・7月31日～8月11日
- ・9月19日～9月29日

また、ローカルコンサルタントが事業対象県における各種計画及び統計情報の収集・英訳、並びにインフラ施設にかかるコスト算出の支援を行うとともに、9.(1)に挙げた地方部への国内出張を各2回行う予定です。業務にあたっては、JICA(本部・事務所)及びローカルコンサルタントとの緊密な連携・情報共有を行ってください。

③便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：なし
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務はJICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：あり

(2) 参考資料

①. 配布資料

本業務に関する以下の資料を東南アジア・大洋州部東南アジア第一課(03-5226-8928)にて配布します。

- ・本事業 Readiness Criteria Document ※DGHSによる実施
- ・討議議事録(Minutes of Meetings)
- ・DGHSによる質問状回答

②. 公開資料

- ・対インドネシア共和国国別開発協力方針

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/houshin/pdfs/indonesia-1.pdf>

- ・政府開発援助(ODA)国別データブック

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/13_databook/pdfs/01-01.pdf

- ・インドネシア国「地方開発セクターにかかる情報収集・確認調査」

http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_108_12245197.html

- ・国別ジェンダー情報整備調査(インドネシア)

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/74875bed7d20467349257b010026a259?OpenDocument>

- ・世界銀行関連事業

<http://documents.worldbank.org/curated/en/226091468417040569/Indonesia-National-Slum-Upgrading-Project>

③ 類似案件資料(公開資料)

類似案件である以下案件に係る情報(事後評価結果等)を確認し、効果的に活用する。

[円借款]

地方インフラ整備事業(1994~)

地方インフラ整備事業(Ⅱ)(1998~)

地方インフラ整備事業(Ⅲ)(2001~)

貧困削減地方インフラ開発事業(Ⅰ)(2007~2014)

貧困削減地方インフラ開発事業(Ⅱ)(2014~2016)

[技術協力]

「スラウェシ貧困対策支援村落開発プロジェクト」(1997～2002)

「スラウェシ地域開発能力向上プロジェクト」(2007～2012)

④ 閲覧資料 (落札者のみ受注後に提供)

・インドネシア国「貧困削減地方インフラ開発事業に係る案件実施支援調査 (SAPI)」ファイナル・レポート

・JICA インドネシア事務所が発注する、ローカルコンサルタントの業務内容 (Terms of Reference)

(3) その他

① JICA は、本事業の円借款事業としての案件形成のため、日本政府及び先方政府との協議を行うにあたり、必要に応じてミッションを派遣します。本業務においては、JICA からの要請に基づいて情報提供を行うなど、JICA による各種ミッションの実施を適宜補助することも含まれます。

② 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

③ 現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。現地業務期間中は安全管理に十分留意し、治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

尚、マルク州及び西パプア州については訪問時、安全管理の許可が必要となるため、事前に余裕を持った計画の周知が求められる。出張計画については前広に JICA と相談してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上